

高知県内水面漁場管理委員会指示第91号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとおりコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）に関し、持ち出し及び放流の制限並びに遺棄の禁止を指示する。

平成22年9月21日

高知県内水面漁場管理委員会会長 樋口 清允

1 指示の内容

(1) 持ち出しの制限

県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると知事が認めた場合は、当該公共用水面等（当該公共用水面等に設置した工作物等により、コイの遡上^{さか}が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。）においては、生きたままコイを持ち出してはならない。ただし、公的機関がコイヘルペスウイルス病のまん延防止の処置を講ずる場合は、この限りでない。

なお、当該公共用水面等の範囲については、知事が別に定め、速やかに公表するものとする。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面等にコイを放流しようとする者は、当該コイが次に掲げる要件のすべてに該当していることを確認しなければならない。

ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものでないこと。

イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するコイと水を介しての接点がないこと。

ウ PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイ群であること。

(3) 遺棄の禁止

生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

(4) (1)の指示は、焼却等の処分をするコイについては、適用しない。

2 指示の期間

平成22年9月22日から当分の間

高知県告示第550号

高知県内水面漁場管理委員会指示第91号により、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたため、生きのままコイを持ち出すことを禁止する県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲を次のとおり定める。

平成22年9月21日

高知県知事 尾崎 正直

香宗川水系本支流、香美市土佐山田町の杉田発電用えん堤の上流端から下流の物部川本流及びこの区間で合流する同川水系支流、国分川水系本支流、下田川水系本支流、十市川（石土池及び住吉池を含む。）、高知市の鏡多目的えん堤の上流端から下流の鏡川本流及びこの区間で合流する同川水系支流、新川川水系本支流、渡川水系本支流（高知県と愛媛県との県境から上流の区域を除く。）、伊与木川水系本支流並びに吾川郡仁淀川町の大渡ダムから下流の仁淀川本流及びこの区間で合流する同川水系支流並びにこれらに接続する用水路、ため池等

**内水面漁場管理
委員会指示**

高知県内水面漁場管理委員会指示第100号

もくずがにの資源回復及び持続的利用を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、令和2年11月26日に、次のとおりもくずがにに関し、採捕の禁止を指示した。

令和2年11月26日（揭示済）

高知県内水面漁場管理委員会会長 筒井 一水

1 指示の内容

(1) 採捕の禁止の期間

12月1日から翌年7月31日まで

(2) 採捕の禁止の区域

県内の河川等の内水面及びこれらと接続して一体を成す水面

2 指示の適用除外

1の指示は、国の機関若しくは地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、もくずがにに係る調査、試験研究、教育実習若しくは種苗生産（以下「調査等」という。）を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。）又は高知県内水面漁場管理委員会の承認を受けた者が、もくずがにに係る調査等を目的として採捕する場合は、適用しない。

3 指示の有効期間

令和2年12月1日から令和5年11月30日まで

高知県内水面漁場管理委員会指示

○もくずがにの採捕の禁止についての指示

〈11・26揭示〉

**内水面漁場管理
委員会指示**

高知県内水面漁場管理委員会指示第101号

てながえび類の資源回復及び持続的利用を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項本文の規定に基づき、令和3年2月9日に、次のとおりてながえび類に関し、採捕の禁止を指示した。

令和3年3月9日

高知県内水面漁場管理委員会会長 林田 千秋

1 指示の内容

(1) 採捕の禁止の期間

9月1日から翌年3月31日まで

(2) 採捕の禁止の区域

県内の河川等の内水面及びこれらと接続して一体を成す水面

2 指示の適用除外

1の指示は、国の機関若しくは地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、てながえび類に係る調査、試験研究、教育実習若しくは種苗生産（以下「調査等」という。）を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。）又は高知県内水面漁場管理委員会の承認を受けた者が、てながえび類に係る調査等を目的として採捕する場合は、適用しない。

3 指示の有効期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

高知県内水面漁場管理委員会指示

○てながえび類の採捕の禁止についての指示

**内水面漁場管理
委員会指示**

高知県内水面漁場管理委員会指示第102号

県内の河川等の内水面及びこれらと接続して一体を成す水面（以下「内水面等」という。）におけるにほんうなぎの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項本文の規定に基づき、令和3年2月9日に、次のとおり指示した。

令和3年3月9日

高知県内水面漁場管理委員会会長 林田 千秋

（採捕の制限）

- 1 県内の内水面等において、10月1日から翌年3月31日までの間、全長21センチメートルを超えるにほんうなぎを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - （1）高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第47条第1項の知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合
 - （2）国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、にほんうなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。）

（指示の有効期間）

- 2 この指示の有効期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

高知県内水面漁場管理委員会指示

○内水面等におけるにほんうなぎの採捕に係る指示